

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第8号

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

大和市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和41年大和市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「終る」を「終わる」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 居住地を離れて生活することを常とする期間が6月以上の長期にわたる者

第4条第4号を削る。

第5条第1項第2号中「耐えない」を「堪えない」に改め、同条第2項第1号中「前条第3号」を「前条第2号」に改め、同項第2号中「居住」を「居住し、」に改める。

第6条中「戒告、停職」を「戒告し、停職にし、」に改め、同条第2号中「違背し」を「違反し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

(大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年大和市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。